

ケアハウス岩滝あじさい苑 重要事項説明書

あなたがケアハウスの利用開始にあたり、ケアハウス岩滝あじさい苑運営規程第 30 条に基づき次のとおり説明します。

1. 設置・経営主体

法人名	社会福祉法人与謝郡福祉会
法人所在地	京都府与謝郡与謝野町字加悦802番地7
代表者名	理事長 四宮 功雄
電話番号	0772-44-0015

2. 利用施設

施設の名称	ケアハウス岩滝あじさい苑
施設の所在地	京都府与謝郡与謝野町字弓木 13 番地の 6
施設長名	安見 真一
電話番号	0772-46-5761
FAX 番号	0772-46-5790

3. 施設概要

建物	構造	鉄筋コンクリート造瓦葺地上3階建		
	延べ床面積	5,472.84㎡(ケアハウス専用1,303.56㎡)		
	定員	15名		
居室	居室の種類	室数	居室面積	1人あたり面積
	1人部屋(和室)	5部屋	24.5㎡	77.3㎡以上
	1人部屋(洋室)	10部屋	24.5㎡	77.3㎡以上

4. 職員数と勤務体制

職種	人数	勤務体制
施設長(兼務)	1名	8:30~17:30
生活相談員	1名	早出 7:30~16:30
介護職	1名	日勤 8:30~17:30 遅出 10:00~19:00

5. サービスの提供年月日

・サービスの提供は、入居の契約日から契約終了日までとします。

この度の契約日は 令和 年 月 日 です

・契約日は、予め施設との間で定められた日、実際に入居された日、または居室の鍵をお渡した日のうち、いずれか最初に訪れる日とします。

・契約終了日は、予め施設との間で定められた日、入居者、施設いずれからか契約の解除を申し出、予告期間が満了となった日、または居室内の私物を全て搬出し原状回復を完了して居室の鍵を返却された日のうち最も遅い日とします。

6. 入居にあたっての留意事項

種類	内容
相談・援助	・当施設は、入居者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。

食事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の立てる献立により、栄養バランスに配慮した食事を提供します。 ・食事は、原則として食堂で摂っていただきますが、状況(体調不良等)により居室で摂ることができます。 ・食中毒は季節に関係なく発生しますので、食事の持ち帰りは禁止します。 ・食堂への食べ物の持ち込みは、ご自身で食べられる量のみとしてください。 ・食事の準備にあたっては、配膳車前は混雑しますのでマナーを守り並んで順番に配膳してください。 ・食事が不要の場合は職員に申し出てください。欠食される毎に利用料返還の対象となります。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴は月曜日のみ利用していただけますが、シャワーのみの場合は毎日利用できます。 ・利用時間は、15時～19時ですが、混雑のないように調整します。
外出・外泊	<ul style="list-style-type: none"> ・外出、外泊する場合は、行先・連絡先・帰宅予定日・時間を職員に伝えてください。又、帰宅予定日等に変更があった場合には施設へ連絡してください。
来訪・面会	<ul style="list-style-type: none"> ・いつでも自由にすることができます。ただし、午後10時前後から午前6時頃までは施錠しますので出入りにはご注意ください。 ・面会者の方で宿泊される方は必ず職員にお伝えください。 ・面会の際は防犯の関係もあり、必ず面会カードにご記入してください。 ・面会の際、お食事を希望される場合は事前にお申し出ください。自己負担をいただいております。朝食:285円、昼食:680円、夕食:680円
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・体調が悪いときは早めに病院への受診をお願いします。受診等が必要になった場合、基本的に施設としては対応しておりません。身元引受人中心にお願い致します。 ・緊急時や身体に異変を感じたときは、ナースコールでお知らせください。夜間に関しては特養の介護職(夜勤職員)が対応しております。 ・入居者の健康保持、疾病予防のため、定期的に健康診断を行います。
居室・設備等の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・居室や設備等は、その本来の用途に従って日常的な維持管理は入居者及び家族、外部サービスを利用し丁寧に使用してください。 ・居室や設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状回復していただきます。 ・居室を離れる場合は、必ず施錠してください。 ・廊下、階段などの共用部に物を置かないでください。特にバルコニーは非常時の避難路になっていますので絶対に物を置かないでください。 ・床に水をこぼした場合すぐに拭き取ってください。そのままにしておくと染みになって跡が残ります。又、大量に水をこぼしてしまった場合はすぐに職員を呼んでください。 ・施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。 ・トイレにはトイレペーパー以外のものは流さないでください。また、大量のトイレペーパーを流すと詰まる原因になります。詰まった場合はすぐ職員を呼んでください。
掃除・洗濯	<ul style="list-style-type: none"> ・居室の掃除や日常的な維持管理は、入居者及び家族又は外部サービス利用し行ってください。 ・洗濯は、洗濯室に無料の洗濯機と乾燥機を用意しておりますのでご利用ください。なお、洗剤は各自ご用意願います。
ゴミ	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミは、与謝野町指定の分別方法に基づき配膳室に設置してあるゴミ箱に投入してください。
政治・宗教・営業活動	<ul style="list-style-type: none"> ・職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような政治活動、宗教活動、営業活動は固くお断りします。

防災	<ul style="list-style-type: none"> ・居室での火気は使用禁止です。 ・ろうそく、線香を使用する場合には、必ず電気の物を使用してください。 ・施設内は、全館禁煙です。
迷惑行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ等の音響機器の使用については、特に夜間など、他の入居者の迷惑にならないようボリュームを落として使用してください。 ・むやみに他の入居者の居室に立ち入らないようにしてください。
理髪・美容	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回、出張理髪美容サービスを利用いただけます。
特別な食事	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の希望により、特別な食事(出前、飲酒)をされても構いません。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に不安を感じた方については居宅介護サービス(居宅支援事業所)の紹介をいたしますので、各自で相談していただきますようお願い致します。 ・売店に関して、移動販売が毎週金曜に来られます。 ・自動販売機は1階の特養玄関に設置しております。

7. 居室設備等の整備状況

設備情報	流し台	電気調理器	テレビアンテナ	電話引き込み
	冷暖房	クローゼット	シューズケース	トランクルーム
	ナースコール	非常放送設備	スプリンクラー	オゾン装置
	換気扇	蛍光灯	熱感知器	洗面台
	暖房式便座	建具(カーテン)		

8. 利用料

(1) ケアハウス利用料

- ・ケアハウス岩滝あじさい苑の利用料金表(別紙)に基づき、毎月の利用料を前年の収入の階層に応じて請求いたします。
- ・契約日、契約解除日が月の途中である場合は、サービスの提供に要する費用、居住に要する費用、生活費は日割り計算とします。
- ・サービスの提供に要する費用額決定のため、入居時及び翌年以降、年1回収入等に関する資料を必ず提出してください。

(2) 居室光熱費

- ・電気料金は、各居室のメーターに基づき別途請求いたします。
- ・上下水道料金は、与謝野町基本水道料を別途請求いたします。

(3) その他利用料

- ・介護保険サービスや関係機関からのサービスが受けられず、かつご家族の協力も得にくい場合に限り有料で以下のサービスを提供させていただきます。

【有料サービス内容と料金】

サービス	利用料	備考
受診送迎	2,000円/回	病院への移送、受診付添をした場合(入退院時含む)
入院中の対応	500円/回	入院先に日用品や衣類他などの補充、対応をした場合
配薬サービス	① 定期薬 2,000円/月 ② 一時的に期間限定で行う場合 100円/日	<ul style="list-style-type: none"> ・一包装された薬の準備、手渡しした場合 ・点眼・軟膏塗布・心臓等貼り薬・湿布貼付も含まれます。 ※ただし、薬の内容や時間により職員では出来ない場合もあります。
ポータブルトイレ後始末	300円/日	一時的な体調不良によって出来ない場合のみご利用いただけます。

個別の外出支援	500円/回	銀行など生活に関わる外出の移送、付き添いなど個別で対応した場合
---------	--------	---------------------------------

※理美容サービス

月に1回 一般社団法人(株)ちよきぞうに訪問理美容サービスを依頼している他、地域の理美容院、訪問理美容サービスもございますので職員にお尋ね下さい。

9. 苦情を受け付けるための窓口

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

〔職氏名〕 ケアハウス生活相談員 三野 久美

○苦情解決責任者 施設長 安見 真一

○受付時間 毎日 8:30~17:30

また、寮母室カウンターにご意見箱を設置しておりますのでご利用ください。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

与謝郡福祉会 第三者委員	廣野 安樹 電話番号:0772-46-3045 宇野 美保子 電話番号:0772-46-2528
与謝野町役場福祉課	所在地:〒629-2498 京都府与謝郡与謝野町字加悦 433 電話番号:0772-43-9021・FAX:0772-42-0528 受付時間:9:00~17:00
京都府国民健康保険団体 連合会	所在地:〒600-8411 京都市下京区烏丸四条下ル水銀屋町 620 COCON 烏丸内 電話番号:075-354-9090・FAX075-354-9055 受付時間:9:00~17:00(土・日・祝日は除く)
京都府社会福祉サービス 運営適正化委員会	所在地:〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町 375 府立総合社会福祉会館5F 電話番号:075-252-2152・FAX075-212-2450 受付時間:9:00~17:00

(3) 苦情の目的

利用者の苦情に対して社会性や客観性の確保された方法によって早期かつ適切に対応することにより、サービス内容を改善しまた不適切な介護(虐待)を防止することを通じて、利用者の権利を擁護し利用者本位のサービスを行うことを目的とする。

(4) 苦情の仕組み

利用者の苦情に対する仕組みは次の4段階とする。

第1段階: サービス現場の担当者が苦情を受け付け、解決が容易な場合は直ちに対応する。苦情の内容と対応結果を通常の業務記録に記載し、解決が困難な苦情については苦情受付担当者に速やかに伝達する。

第2段階: 苦情受付担当者が利用者から直接に苦情を受け付け、または現場担当者から第1段階で未解決の苦情に関する伝達を受けて、解決に向けて利用者及び担当部署と協議する。

第3段階: 第三者委員が利用者から直接に苦情を受け付け、または苦情受付担当者からの報告を受けて、解決に向けて利用者及び担当部署と協議する。

第4段階： 苦情解決責任者が苦情受付担当者または第三者委員からの報告を受けて、解決に向けて利用者及び担当部署と協議する。解決が不可能な場合等は、施設外の苦情申し立て機関に関する情報を適切に利用者に提供する。

10. 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める「消防計画」に沿って対応します。			
協力関係	非常時の相互応援を約束します。			
平常時の訓練等	別途定める「消防計画」に沿って、年2回の夜間および昼間を想定した避難訓練を入居者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉	1箇所
	避難階段	3箇所	屋内消火栓	6箇所
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	15箇所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知器	あり	非常用電源	あり
	カーテン・のれん等は防災性能のあるものを使用しています。			
防火管理者	施設課長：石本恭子			
管理権限者	施設長：安見真一			

11. 退居について

- ・退居を希望される場合は、所定の「退居届」を提出してください。退居には30日以上 の予告期間が必要となります。
- ・金銭の管理や各種サービスについての理解が困難になってこられた場合、身体的に生活が困難と認められた場合、利用料の滞納、入居の要件や利用料認定に関して虚偽の届け出を行った場合、他の入居者への迷惑行為があった場合等は、退居していただくことがあります。
- ・退居時の居室原状回復は、各入居者でお願いします。畳替え、壁紙の張り替え、床や柱・設備備品の補修等は状態に応じて必要となります。

12. 併設事業について

(1) 当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[介護老人福祉施設]	平成13年5月1日指定	定員50名
[短期入所生活介護]	平成13年5月1日指定	定員10名
[通所介護]	平成12年4月1日指定	定員20名
[認知症対応型通所介護]	平成29年9月1日認可	定員10名
[介護予防・日常生活支援総合事業]	平成29年9月1日認可	定員10名

(2) 法人の実施する事業所

長寿苑	特別養護老人ホーム長寿苑、軽費老人ホームケアハウス福寿荘、長寿苑短期生活介護事業所、伊根デイサービスセンター、伊根在宅介護支援センター、おきなぎの家(小規模多機能施設)
虹ヶ丘	特別養護老人ホーム虹ヶ丘、軽費老人ホームケアハウス虹ヶ丘、ショートステイ虹ヶ丘、虹ヶ丘デイサービスセンター、虹ヶ丘ヘルパーステーション、支援センターかなで、ふれあいホーム神宮寺(小規模多機能施設)
岩滝あじさい苑	特別養護老人ホーム岩滝あじさい苑、ケアハウス岩滝あじさい苑、ショートステイ岩滝あじさい苑、デイサービスセンター岩滝あじさい苑、岩滝あじさい苑ひより(認知症通所介護・日常生活支援総合事業)
やすら苑	特別養護老人ホームやすら苑

13. 虐待防止について

(1) 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じます。

- ・虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- ・利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ・その他虐待防止のために必要な措置

(2) 当施設はサービス提供中に、当該施設職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村並びに都道府県に通報するものとします。

(3) 虐待防止責任者は理事長とし、担当者は施設長となります。

14. 身元保証(引受人)について

1 施設は、利用者に対し、身元引受人を定めることがあります。ただし、身元引受人を立てることができない場合、相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

2 身元引受人は次の項目のとおり責任を負います。

- (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- (2) 契約終了の場合、施設と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
- (3) 利用者が死亡した場合の遺体及び項目7の残置物、遺留金品の引取、その他必要な措置を講じること。
- (4) 利用者(契約者)本人から依頼を受ける場合、または、利用者(契約者)が意思能力に欠ける場合は契約の代理行為を行うものとする。
- (5) 身元引受人の住所、氏名に変更のあったとき、または身元引受人が死亡したとき、成年後見、補佐、補助の審判を受けたことによって変更するときは、その旨を直ちに事業者に通知しなければならない。
- (6) 利用者の行為等により発生した損害については、上限60万円として賠償すること。

15. ハラスメント対策について

当法人、施設に関してはハラスメント防止対策を実施しています。

- (1) セクシャルハラスメント
- (2) パワーハラスメント
- (3) マタニティーハラスメント
- (4) その他ハラスメント

相談窓口 総務課:石倉裕子 施設福祉課長:石本恭子

- (5) カスタマーズハラスメント

受付窓口 女性担当 総務課:石倉裕子 男性担当 給食係係長:木上央晴

* サービス利用にあたっての禁止行為

1. 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
2. パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、ケアハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
3. サービス利用中にご契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること

説明を行ったことを明らかにするために、この重要事項説明書を2通作成し、入居者と事業者が、それぞれ署名の上、1通ずつ所持します。

令和 年 月 日

サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者：

〔住 所〕 京都府与謝郡与謝野町字弓木 13 番地の 6

〔事業所〕 ケアハウス岩滝あじさい苑

説明者：

〔職 名〕 生活相談員

〔氏 名〕

私は、本書面に基づいてケアハウス岩滝あじさい苑から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

入居者：

〔住 所〕

〔氏 名〕

連帯保証人①：

〔住 所〕

〔氏 名〕

連帯保証人②：

〔住 所〕

〔氏 名〕